

オーバル社会保険労務士法人だより

オーバル社会保険労務士法人 札幌市商工事務センター協同組合
札幌市中央区南1条西6丁目21-1 センチュリーヒルズ5F

#9
2025.7.20 発行

【雇用保険】 育児時短就業給付金が新設されました

令和7年4月から、短時間勤務で働きながら小さい子供を育てる従業員への給付金制度が新設されました。

【労働者安全衛生法改正】 熱中症対策の義務化

令和7年6月から、熱中症対策が企業に義務づけられました。

【TOPIX】 年金制度改正法が成立しました

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、年金制度改正法が成立しました。



●【雇用保険】育児時短就業給付金が新設されました ～令和7年4月1日～

令和7年4月から、育児のために時短勤務をしている労働者に「育児時短就業給付金」が支給されることになりました。支給対象となるのは、以下どちらの条件も満たす人です。

- ◆ 2歳未満の子どもを養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ◆ 育児休業から引き続いて育児時短就業を開始したこと、または育児時短就業開始前2年間に被保険者期間が12ヶ月以上あること

この2つの条件をクリアしたうえで、以下の要件を全て満たす月が支給対象となります。

- ・初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ・1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ・初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ・高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

支給額： 原則として、育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。

※ただし、その10%相当額が、「育児時短就業開始時に登録した賃金水準」を超えないように調整されます。



●【労働者安全衛生法改正】熱中症対策の義務化 ～令和7年6月1日～

近年の猛暑の影響で増加している重篤化した熱中症による死亡事故を防ぐため、労働者を雇用する全ての事業者に対して、「職場における熱中症対策」が義務化されました。

熱中症対策を行わなかった場合には罰則があります。（労働安全衛生法第119条：6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金）

⇒具体的な対策は「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」となります。

「体制整備」

熱中症の恐れのある労働者を発見した時に報告する「熱中症担当者」を決めておく
社内における緊急連絡先・緊急搬送先（病院等）の連絡先及び所在地等を確認しておく

「手順作成」

熱中症の恐れのある労働者の症状重篤化を防止するための対応をまとめ、フローチャートを作成する

「関係者への周知」

熱中症のおそれがある労働者を把握した際の手順や連絡体制を社内周知する

熱中症の初期対応と
予防体制の整備が
求められています

水分補給！



※弊社ホームページにも、熱中症対応フローチャート（例）をアップロードしておりますので、併せてご確認ください

●年金制度改正法が成立しました (令和7年6月成立)

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、ライフスタイルや家族構成の多様化に対応し、年金制度の公平性と持続可能性を高めることを目的として法改正が行われました。大きな改正は下記の6つです。

改正項目	内容・変更点
1：社会保険の加入対象拡大	短時間労働者の賃金要件・企業規模要件を撤廃。
2：在職老齢年金制度の見直し	支給停止基準額を50万円 → 62万円に引き上げ。
3：遺族年金制度の見直し	男女差の是正。男性配偶者も支給対象に。子の受給要件も緩和。
4：標準報酬月額の上限引き上げ	現行65万円 → 75万円へ段階的に引き上げ（3年かけて引き上げ）
5：私的年金制度の拡充	iDeCoの加入可能年齢の上限引き上げ。企業型DCの拠出限度額拡大。
6：基礎年金の給付水準の底上げ規定	マクロ経済スライドの終了条件を追加。将来の給付水準低下に備える。

この中から、多くの会社と労働者に関わりの多い、1・2・4をピックアップして下記にまとめました。

[社会保険の加入対象拡大] 短時間労働者の加入要件見直し & 個人事業所の適用対象拡大

現在、社会保険に加入するためには

「週20時間以上勤務」

「年収106万円以上（月額88,000円以上）」

「従業員51人以上の企業」

等の条件が必要となっています。

⇒企業規模や収入の条件が10年かけて段階的に撤廃され、パート・アルバイト等の短時間労働者も広く加入することとなります。2029年からは個人事業所の適用対象の拡大も行われます。

企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入できるようになります

10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

[在職老齢年金制度の見直し] 令和8年4月から

年金を受給しながら働く高齢者の「賃金+老齢厚生年金」の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されています。

この基準が、現在の「月51万円」から「**月62万円**」に引き上げられることとなりました。



[標準報酬月額の上限引き上げ] 令和9年から段階的に引き上げ開始

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限が**月65万円から75万円**に引き上げられます。

(2027年9月から68万円、2028年9月から71万円、2029年9月から75万円に段階的に引き上げ)

⇒年金の保険料や将来の給付額は「標準報酬月額」に基づいて計算されます。

現在は月65万円を上限としていますが、今後は月75万円まで引き上げ、収入に応じた保険料と年金のバランスをとります。

オールド社会保険労務士法人
ホームページもご覧ください！

URL <https://oval-sr.com/>



- ◆北海道でもいよいよ夏本番を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年度からは企業でも熱中症対策の義務化が始まりましたが、我が家ではエアコンが設置されていない小学校に通う子供の体調を心配する毎日です。
- ◆そんな中、札幌ではこれからビアガーデンシーズンがスタートします！冷たいビールと青空の下での語らいが、夏の楽しみのひとつになりそうですね。こまめな水分補給と休息を忘れず、健やかにこの短い夏を満喫しましょう。

